資料２

第２回姫路市地域福祉計画策定会議資料

令和８年（2026 年）８月３１日（月）
姫路市総合福祉会館　第１会議室

目次

計画策定スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
施策の展開(案)
１　地域のつながりと支え合いを育む　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
⑴　地域福祉活動の促進及び活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
⑵　地域で生活課題を支援するつながりと場づくり・・・・・・・・・・P. 8
⑶　住民一人ひとりの地域福祉意識の醸成・・・・・・・・・・・・・・P.10
２　必要な支援につなぐ仕組みを強化する　・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
⑴　重層的支援体制整備事業による支援体制の強化
（姫路市重層的支援体制整備事業計画）・　・・・・・・・・・・・・・P.14
⑵　権利擁護の充実
（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）　・・・・・・・・・・・・・P.23
⑶　複雑化複合化した課題に対応する包括的な支援対策の構築・・・・・P.26
３　健やかな暮らせる生活環境を整える　・　・・・・・・・・・・・・・・・・P.28
⑴　福祉サービスの適切な利用と高い質の確保　・・・・・・・・・・P.30
⑵　みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり　・・・・・・・・P.31
⑶　防災と福祉の連携による安心づくり　・・・・・・・・・・・・・・P.33
姫路市地域福祉計画の進捗管理と評価の仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・P.35

計画策定スケジュール

令和8年7月8日	第1回策定会議 ・姫路市の現状について報告 ・姫路市の地域福祉の課題について検討 ・計画の基本的な考え方について検討
令和8年8月31日	第2回策定会議 ・第１回策定会議の意見等についての報告 ・施策の展開についての検討
令和8年11月頃	第3回策定会議 ・姫路市地域福祉計画中間取りまとめ（案）について検討
令和8年12月から 令和9年1月	パブリック・コメント実施
令和9年2月頃	第4回策定会議 ・パブリック・コメント手続きについて報告 ・計画の最終とりまとめ（案）について検討
令和9年3月頃	社会福祉審議会 ・計画（案）について報告

施策の展開（案）

1　地域のつながりと支え合いを育む

現状と課題

急速な少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加等を背景に地域社会の姿は大きく変わり、8050問題や社会的孤立といった複雑化・複合化した生活課題が顕在化しています。このような中、国では「支える側」「支えられる側」という従来の関係性を超え、人と人、人と資源がつながる「地域共生社会」の実現や、断らない相談支援と地域づくりを両輪とする「包括的な支援体制」の整備が推し進められています。

本市においても、地域福祉の中核を担う総合福祉会館を活用し、関係団体やボランティアの活動支援、地域見守りネットワークの構築など、多様な主体との協働により地域福祉を支える環境づくりを進めてきました。

実態調査の結果では、地域において「つながりを感じない」「近所の顔もよく知らない人がほとんどだ」とする割合が増加傾向にあり、コミュニティの希薄化が進行している実態がうかがえます。また、外国人住民が増加する中で、国籍や文化の異なる人々が地域社会の構成員として孤立することなく、ともに生きていける環境づくりも課題となっています。

その一方で、住み慣れた地域で暮らすために「近隣での声掛けや見守り」を必要とする人は74.1%となっており、日常の緩やかなつながりやいざという時の助け合いに対する市民のニーズは根強く存在しています。

これからの地域福祉の推進には、旧来の形にとらわれず、市民がそれぞれの興味・関心を入り口として気軽に参加できる多様な仕組みづくりが求められます。同時に、一人ひとりが日常の中で他者を気にかける気持ちを育みながら、市民、地域コミュニティ、企業・団体等の連携・協働を一層深めていくことが重要です。

施策の方向性

① それぞれの圏域で持続的な活動が行われるよう、団体支援や多様な担い手の育成、発信強化を進め、地域福祉活動の促進及び活性化に取り組みます。
② 多様な活動主体の協働により、支援が必要な人の早期把握や見守り、権利擁護など生活課題を重層的に支援する仕組みづくりに取り組みます。
③ 日常の中で互いを気にかける気持ちや多様性を認め合う意識を育み、多文化共生や福祉教育等を推進することで、地域福祉の意識の醸成に取り組みます。

施策内容

	（１）地域福祉活動の促進及び活性化	（２）地域で生活課題を支援するつながりと場づくり	（３）住民一人ひとりの地域福祉意識の醸成
自治体 （市域全体）	○社会福祉協議会との連携・協働 ○総合福祉会館を拠点とした地域福祉活動の展開 ○（仮称）姫路市自治会加入促進条例の制定による自治会活動の活性化	○地域福祉の関係者等による会議の開催 ○地域自立支援協議会の開催 ○医療と介護の連携の推進 ○共生型サービスの周知	○啓発活動の充実 ○総合福祉会館の充実
日常生活圏域 （複数の中学校区）	◎多様な実施主体の参画・育成の促進	◎地域ケア会議の充実 ◎地域子育て支援拠点事業の充実 ◎生活支援サービスの充実 ◎地域包括支援センターの機能強化	◎交流活動の促進
自治会圏域 （小学校区）	●福祉コミュニティの活性化	●コミュニティソーシャルワーカーによる支援 ●民間事業者等による見守り体制づくり ●地域に密着した見守りの推進	●福祉教育の推進 ●学習機会の確保

（１）地域福祉活動の促進及び活性化

地域福祉活動は、自治会をはじめとする地域団体や民生委員・児童委員、ＮＰＯ、専門職、事業者など、多様な担い手が相互に連携しながら展開されています。

本市では、社会福祉協議会や地域団体への活動支援をはじめ、ボランティア等として地域を支える人材の育成に積極的に取り組んできました。

実態調査の結果では、地域活動に参加していない理由として「仕事や家事が忙しく時間がない」40.8%が最も高く、「自治会に加入していない」20.2%とする人の増加や、地域の話し合いの場や機会について「あるのかどうかわからない」45.9%とする割合が高く見られ、参加のきっかけや情報伝達における課題が浮き彫りとなっています。

今後、地域福祉活動を持続可能なものとするために、社協支部や地域団体への支援を充実させるとともに、公式ＳＮＳ等のデジタル媒体を活用した周知・情報発信の強化が必要です。多様な主体との連携・協働やコミュニティビジネス等の取り組みを拡大し、市民がそれぞれの興味・関心に応じて気軽に参加・参画できる環境づくりを強力に推進していきます。

重点方策

自治体（市域全体）

○社会福祉協議会との連携・協働

地域福祉を推進する社会福祉協議会の事業活動を支援するとともに、地域福祉を協働推進するパートナーシップとして連携強化を図ります。また、社協支部が抱える多様な地域課題に対し、市と社協がより一層の連携・協働を図り、地域に密着した支援体制を強化・推進することで、地域の福祉力の向上を図ります。

○総合福祉会館を拠点とした地域福祉活動の展開

地域福祉活動の中核的拠点である総合福祉会館を活用し、高齢者や障害のある人だけでなく、ひきこもりをはじめとする複合的課題に対応するための包括的な相談支援体制の構築、福祉関係団体や福祉ボランティアの活動支援や連携・交流、福祉サービス等の情報発信等を行います。

○（仮称）姫路市自治会加入促進条例の制定による自治会活動の活性化

自治会を「共助の基盤」として明確に位置付け、市・市民・自治会が理念を共有することで、自治会への参画の推進と地域の担い手確保を図ります。また、自治会運営の活性化・効率化を図るため、自治会活動のデジタル化を推進します。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎多様な実施主体の参画・育成の促進

多様な福祉ニーズを担うボランティア等の人材養成・確保に取り組みます。市民活動ネットひめじやボランティアサポートセンター公式ＳＮＳの活用を広げるなどセンター事業のさらなる充実を図ることで市民活動の周知を強化し、ＮＰＯ等の地域福祉の担い手としての意識高揚を図ります。また、自治会等の地域団体と連携・協働したコミュニティビジネスへの取り組みを拡大し、多様な担い手の積極的な参画と育成を今よりも一層促進・拡充します。

自治会圏域（小学校区）

●福祉コミュニティの活性化

自治会等の地域団体や民生委員・児童委員等への支援体制を充実させるとともに、リーダー養成や情報提供の取り組みを強化します。地域の特性を活かし広がりを持った社協支部活動の展開をさらに支援するなど、住民主体による福祉コミュニティの活性化をより一層図ります。

（２）地域で生活課題を支援するつながりと場づくり

地域福祉の推進にあたっては、高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者など、多様な支援ニーズを抱える人を地域の中で早期に発見し、安心して暮らし続けられるよう見守り支え合う仕組みが不可欠です。

本市では、地域団体や医療・福祉関係機関等との連携のもと、地域生活課題の情報共有や、支援が必要な人につながるネットワークの構築に努めてきました。

実態調査の結果では、住み慣れた地域で暮らすために「近隣での声掛けや見守り」を必要とする人が74.1%となっています。また、手助けをしてほしい状況として、「病気、障害、認知症などで生活が不自由になったとき」と回答する割合が高い一方で、「どんなサービスが受けられるのか分からなかった」が56.4%となっており、支援ニーズがあるものの利用がしづらく感じていることがうかがえます。

今後は、コミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の専門的な支援、民間事業者と連携した見守り体制（「姫路市地域見守りネットワーク事業」や「認知症高齢者等の見守り・ＳＯＳネットワーク事業」など）をさらに拡充するとともに、多様な活動主体の協働による重層的な見守り・支援の仕組みづくりを推進していきます。

重点方策

自治体（市域全体）

〇地域福祉の関係者等による会議の開催

協働による地域福祉を推進するため、地域団体や支援関係機関等の関係者で構成する会議を開催し、地域福祉計画の進捗状況報告、意見提言や意見交換を行い、地域福祉に関する情報共有と意識の共有化を図ります。

〇地域自立支援協議会の開催

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する事項について、障害のある人、支援関係機関、学識経験者等が参画する協議会を開催し、課題の解決や情報共有、意識の共有等を図ります。

〇医療と介護の連携の推進

姫路市医師会に「姫路市在宅医療・介護連携支援センター」の設置・運営を委託し、本市と連携して「姫路市医療介護連携会議」を開催しています。この会議を通じて病院と在宅医療の連携、在宅医療と介護の連携など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた医療と介護の連携を推進し、急速な高齢化に対応するための機能強化を図ります。また、連携推進のための相談業務と研修も実施します。

〇共生型サービスの周知

介護保険または障害福祉のいずれかで指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなる「共生型サービス」について、事業者に対し、制度の周知を図ります。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎地域ケア会議の充実

地域包括支援センターにおいて「地域ケア個別会議」を開催し、個別ケースの課題分析等を通じた地域の課題の把握に努めます。そこで発見された地域の課題については、本市が開催する「地域ケア推進会議」において、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげるための検討を行います。

◎地域子育て支援拠点事業の充実

保育所等の地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。また、発達に不安のある子どもとその保護者が、身近で気軽に相談しやすい環境づくりを進めます。

◎生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域包括支援センターごとにＮＰＯ、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、互助活動の充実を図ります。

◎地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員が専門性を発揮できる体制を整え、総合相談支援、介護予防活動、権利擁護、地域のケアマネジャーの支援などの活動を行います。

自治会圏域（小学校区）

●コミュニティソーシャルワーカーによる支援

地域住民が主体となって地域生活課題の解決を図れるように、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが支援を行うとともに、支援関係機関とつながりを構築し、地域と伴走的に関われる体制づくりを構築します。

●民間事業者等による見守り体制づくり

「姫路市地域見守りネットワーク事業」への協力事業者の登録を推進し、日常の見守り活動や緊急時の早期対応ができる地域での見守りネットワークづくりを推進するとともに、「認知症高齢者等の見守り・ＳＯＳネットワーク事業」により認知症者が行方不明になった場合の事故を未然に防ぎ、早期に発見できるよう、支援関係機関・協力者等との連携体制の充実を図ります。

●地域に密着した見守りの推進

社会福祉協議会の社協支部のふれあいネットワーク事業やふれあいサロン事業、子育て支援事業等により、さまざまな世代間の交流の促進、地域での居場所づくりを推進します。また、交流促進等を通じて地域で顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる話し相手を増やす中で、同じような問題を抱える仲間との助け合いや地域での見守りを推進していきます。

（３）住民一人ひとりの地域福祉意識の醸成

地域福祉の推進に向けては、市民一人ひとりが地域での関わりや助け合いの大切さを意識し、理解を深めていくことが重要です。

本市では、教養講座やイベントの開催、多世代交流の促進などを通じて意識醸成に取り組んできました。

一方、実態調査の結果では、「つながりを感じない」とする割合が増加傾向にあり、福祉教育、学習機会の充実、子どもや高齢者、障害のある人との交流の場への不足感もうかがえます。また、外国人住民が増加する中、国籍や文化の違いを超えた相互理解の機会も求められています。

今後は、福祉教育の推進や各種講座の充実を図るとともに、広報紙やデジタル媒体等を効果的に活用し、日常の中で他者を気にかける気持ちや助け合いの意識を地域全体で育んでいきます。さらに、互いの違いを認め合い、誰もが地域社会の構成員として対等に関わり合える多文化共生の環境づくりを進め、一人ひとりが福祉の担い手として行動できるまちを推進していきます。

重点方策

自治体（市域全体）

〇啓発活動の充実

市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域の中での気づきや助け合うことの大切さを意識し、高齢者や障害のある人等に気軽に手助けをすることができるよう、各種イベントや広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動の充実を図ります。

〇総合福祉会館の充実

福祉相談窓口を集約した総合福祉会館の周知を図るとともに、総合福祉会館の福祉情報コーナーを活用した情報発信に努めます。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎交流活動の促進

高齢者や障害のある人、子どもや子育て中の人など、さまざまな人との交流、ふれあいを促進するため、通いの場への参加促進、交流行事や福祉情報の提供等を通じて相互理解を深め、意識の共有化や、地域でのつながりの醸成を図ります。

自治会圏域（小学校区）

●福祉教育の推進

これからの社会を担う子どもたちが、福祉に親しみ、支援が必要な人への理解を深めることができるよう、地域の実態に応じて地域人材等を活用しながら、ふれあい体験や交流学習等の福祉教育の推進を図ります。保育所、幼稚園においては、地域住民等との交流や体験活動など、ふれあいや

交流も重視した保育・教育に取り組みます。

　また、小学校、中学校においては、総合的な学習の時間や学級活動を活用した体験型福祉教育、特別支援学校の児童生徒の居住地校交流に取り組むとともに、「副次的な学籍」により、交流及び共同学習の更なる充実を図ります。

●学習機会の確保

　複雑化･複合化した地域生活課題に対し、地域住民の地域福祉に対する関心を高めるため、市職員による市政出前講座や、公民館や老人福祉センターでの教養講座等の充実を図り、地域福祉の意識を醸成するための学習機会の確保を図ります。

2　必要な支援につなぐ仕組みを強化する

現状と課題

ライフスタイルの多様化等に伴い、8050問題や複合課題など、制度の狭間で支援を必要とする人が抱え込み孤立してしまうケースが深まっています。このような中、国では属性や世代を問わず相談を受け止める「包括的相談支援」や、関係機関が対話・協働して対応する「多機関協働」、本人に寄り添う「アウトリーチ・伴走支援」等を推進しており、重層的な相談支援体制を構築することが求められています。

本市では、総合福祉会館を中心に包括的な相談機能を整えるとともに、基幹型地域包括支援センターや基幹相談支援センター、くらしと仕事の相談窓口の運営など、多職種連携による相談支援や成年後見支援センター等による権利擁護の充実に努めてきました。

実態調査では、心配ごとや悩みを相談できる相手として、民生委員・児童委員、福祉関係の職員等を挙げる割合は依然として低くなっており、家族や親族に依存せざるを得ない実態が見られます。

また、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度を「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答する方が約半数を占めるなど、支援制度の周知や、自らＳＯＳを出せない人へのアプローチが課題となっています。

今後は、地域の中で困りごとを抱える人を早期に発見・把握するアウトリーチや見守り機能を強化するとともに、専門機関同士が多機関協働で支え合う体制を深め、誰もが孤立することなく適切な支援や権利擁護につながる、切れ目のない相談支援の仕組みを構築していく必要があります。

施策の方向性

① 支援が必要な人に適切な情報が届くよう相談体制を充実させるとともに、アウトリーチ等の導入や多機関協働により、複雑化する課題に対応できる重層的な支援体制を強化します。

② 高齢者や障害のある人などの尊厳を守るため、支援関係機関との連携を強化し、成年後見制度の活用や権利擁護支援センターの検討など、安全に暮らせる環境と権利擁護支援の充実に取り組みます。加えて、頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実に取り組みます。

③ 生活に困窮した人やひきこもり状態にある人などが適切な支援を受けられるよう、早期把握と伴走型支援を強化し、誰もが孤立しない谷間のない包括的な支援体制の構築に取り組みます。

施策内容

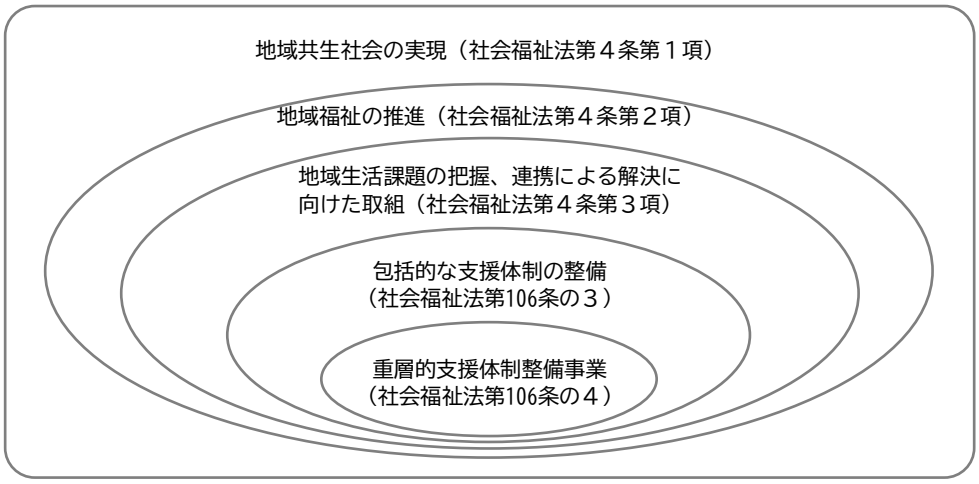
	（１） 重層的支援体制整備事業による支援体制の強化（姫路市重層的支援体制整備事業計画））	（２）権利擁護支援の充実（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）	（３）複雑化複合化した課題に対する包括的な支援体制の構築
自治体（市域全体）	○総合的な相談支援機能のさらなる充実 ○相談支援体制･窓口連携の周知 ○生活に困窮した人への相談支援	○姫路市成年後見支援センターの活用 ○市民後見人の養成･活動支援の推進 ○制度の普及啓発及び利用支援の充実 ○日常生活自立支援事業の拡充 ○自分の意思や自己決定を支援する取組の推進 ○障害者地域生活拠点コーディネーターの設置の検討 ○総合的な権利擁護支援体制と多分野との連携促進	○生活に困窮した人の自立に向けた支援 ○障害のある人の自立に向けた支援 ○ホームレス自立支援体制の推進 ○自殺対策の推進 ○再犯防止の推進 ○ひきこもり状態にある人への支援 ○孤独孤立対策の推進 ○ヤングケアラーへの支援
日常生活圏域（複数の中学校区）	◎包括的な相談窓口とアウトリーチ支援の推進	◎地域の支援関係機関での権利擁護支援の推進	◎谷間のない包括的な相談支援
自治会圏域（小学校区）	●地域づくりを促進する連携強化	●判断能力に不安がある人や頼れる身寄りのない人等への支援	●地域における生活に困窮した人の早期発見

（１）重層的支援体制整備事業による支援体制の強化（姫路市重層的支援体制整備事業計画）

計画の背景と課題

近年、家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、本市においても、地域福祉の課題は複雑化・複合化しており、高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える8050問題や、介護と育児を同時に抱えるダブルケア問題等の複合的な課題や既存の支援制度では対応の難しい「制度の狭間」の問題も増えています。また、頻発化する自然災害を背景に、住民同士の支え合いの重要性が再認識されています。

こうした中、令和３（2021）年４月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）により改正された社会福祉法」において、複合化した課題を抱える方に対する支援や「制度の狭間」問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対応するため「地域共生社会」の理念が示されました。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和３（2021）年４月１日から始まりました。



本市では、複雑化・複合化した地域住民の生活課題に対応するため、既存の相談支援窓口の機能を維持しつつ、属性を問わず相談を受け止める「包括的相談支援体制」の構築を進めてきました。特に、相談先が分からない方のためのワンストップ窓口として「姫路市福祉つながる窓口」を設置し、令和４年度から、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援等の各事業を実施しています。今後は、既存の支援機関をはじめ、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等との連携を一層強化し、制度の狭間にある対象者や複合的な課題を抱える世帯に対して、早期の「気づき」から「伴走支援」、「社会参加」まで切れ目なくつなぐ支援体制を確立することが求められています。地域福祉の充実と重層的支援体制の整備は密接に関連しており、併せて取り組むことが効果的であることから、この度、姫路市地域福祉計画と姫路市重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定します。

重層的支援体制整備事業とは

近年、抱える課題が高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等といった特定の分野にとどまらないケースや、既存の福祉制度の対象に当てはまらないケースが増加しています。重層的支援体制整備事業は、こうした「制度の狭間」にある方々や、世帯内で複数の困りごとが複雑に絡み合う「複合的な課題」に対し、分野の垣根を越えて包括的に支える仕組みです。

本市では、すべての市民が地域で安心して暮らせるよう、次の 5 つの支援（①属性を問わない包括的相談支援、②社会参加の支援、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働事業）を一体的に展開します。

これらの事業を単独で機能させるのではなく、相互に連携・連動させることで、複雑化した困りごとに対しても柔軟かつ切れ目のない支援を届けていきます。

目指すべき方向性

「誰一人とりのこさないこと」、「生きていくことの支援を行うこと」を目指すべき方向性として、以下の事業を推進します。

①包括的相談支援事業	対象者（世帯）の属性に関わらず相談を幅広く受け止め、課題を整理し適切な支援窓口につなぎます。本市では、既存の支援窓口等の機能や体制は維持しつつ、対象者（世帯）の抱える課題を受け止めた場合には、必要に応じて他の支援窓口等に繋げるなど、支援窓口等の連携により包括的な支援体制を提供します。
②参加支援事業	社会との関係性が希薄化していたり、狭間のニーズにある対象者の社会とのつながりを回復するよう支援したり、本人のニーズと社会資源の間を調整し多様な支援を行います。
③地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や見守り体制を整備し、地域住民の福祉活動と連携します。
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	長期に亘りひきこもりの状態にある者など、自らの支援につながることが難しい場合に継続的な伴走支援を行います。
⑤多機関協働事業	包括的相談支援事業で解決が困難な複合課題の支援の方向性や役割を整理し、包括的相談支援事業実施者や他分野の支援機関によるチーム支援等をコーディネートし、多機関協働による支援を行います。

自治体（市域全体）

○総合的な相談支援機能のさらなる充実

高齢者・障害のある人・子ども、その他福祉の相談窓口を集約した総合福祉会館では、福祉総合窓口の機能充実をさらに図るとともに、多職種連携による包括的な相談支援体制をより一層深め、複合的課題の解決のための多機関協働によるコーディネートを行います。

また、基幹型地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの連携を強化し、各地域での包括的な支援を必要とする人が、既存の支援窓口から適切な支援へとスムーズにつながるよう、重層的な相談支援体制のさらなる充実を図ります。

○相談支援体制・窓口連携の周知

市民が困りごとや福祉サービスの利用について、迷うことなく気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して、相談窓口を集約した総合福祉会館や支援関係機関等の周知に努めるとともに、総合福祉会館*の福祉情報コーナーを活用した情報発信に努めます。また、どの相談窓口に相談があっても適切に課題を受け止め、他分野の窓口へとつなぐ包括的な相談ネットワークの周知を進めます。

○生活に困窮した人への相談支援

「くらしと仕事の相談窓口*」において、相談支援員が、複合的な課題を抱える生活に困窮した人の相談に広く応じ、制度の狭間に陥らないよう、早期に把握を行い、相談者とともに解決に向けた取り組みを行います。また、窓口に来ることが困難な生活に困窮した人等に対してはアウトリーチ*による相談支援を行います。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎包括的な相談窓口とアウトリーチ*支援の推進

重層的支援体制の強化に向けて、保健センター*・分室、保健福祉サービスセンター*、地域包括支援センター*、地域相談窓口*等の相談支援機関*のより一層の連携を進め、包括的な相談支援を行うとともに、必要な支援を受けられていない人が適切な支援へつながるようアウトリーチ*支援を更に推進します。

自治会圏域（小学校区）

●地域づくりを促進する連携強化

地域づくりを促進するため、自治会等の地域団体*や民生委員・児童委員、専門職等の支援関係機関*との横断的な会議を開催するなど、地域福祉活動の担い手の連携強化に取り組みます。

実施事業と実施体制

対象となる実施事業の名称（社会福祉法第 106 条の４第 2 項各号に規定の事業名）と実施体制は以下のとおりとします。

ア　包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第１号）

実　施　事　業　（分野）	運営形態	所　管　課	設置箇所数（令和8年度）
地域包括支援センターの運営	直営	高齢者支援課	１か所
	委託		23 か所
相談支援機能強化事業	委託	障害福祉課	６か所
利用者支援事業(基本型・特定型)	直営	こどもの未来健康支援センター、こども支援課、こども保育課	７か所
利用者支援事業（こども家庭センター型）	直営	子育て支援室	１か所
生活困窮者自立相談支援事業	委託（窓口委託）	生活援護室	３か所（１か所）

※基本型で実施します。

イ　参加支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第２号）

実施事業	運営形態	所管課	実施内容
参加支援事業	直営	地域福祉課	支援会議等を活用しながら社会資源の情報収集とマッチングを行い、社会参加に困難を抱える対象者（世帯）への支援を実施します。

ウ　地域づくり事業（社会福祉法第106条の４第２項第３号）

実施事業（分野）	運営形態	所管課	設置箇所数（令和8年度）	実施内容
地域子育て支援拠点事業	直営	こども支援課、こども保育課	８か所	保育所等の地域の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
	委託		16 か所	

実施事業 （分野）	所管課	実施内容
地域介護予防活動支援事業	高齢者 支援課	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の活動を支援します。
生活支援体制整備 事業	高齢者 支援課	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ります。
地域活動支援センター 強化事業	障害 福祉課	障害のある方の創作的活動等の機会の提供及び社会との交流促進等を行う。
生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	地域 福祉課	①関係機関、団体、民間事業者などが連携して、地域において高齢者や障害のある方などを日常的、重層的に見守り、緊急事態を速やかに把握し必要な支援を行う体制づくりを推進します。 ②フードバンク団体と連携し、生活困窮者等への相談支援における緊急食糧支援の実施や、支援における連携体制の構築を進めます。

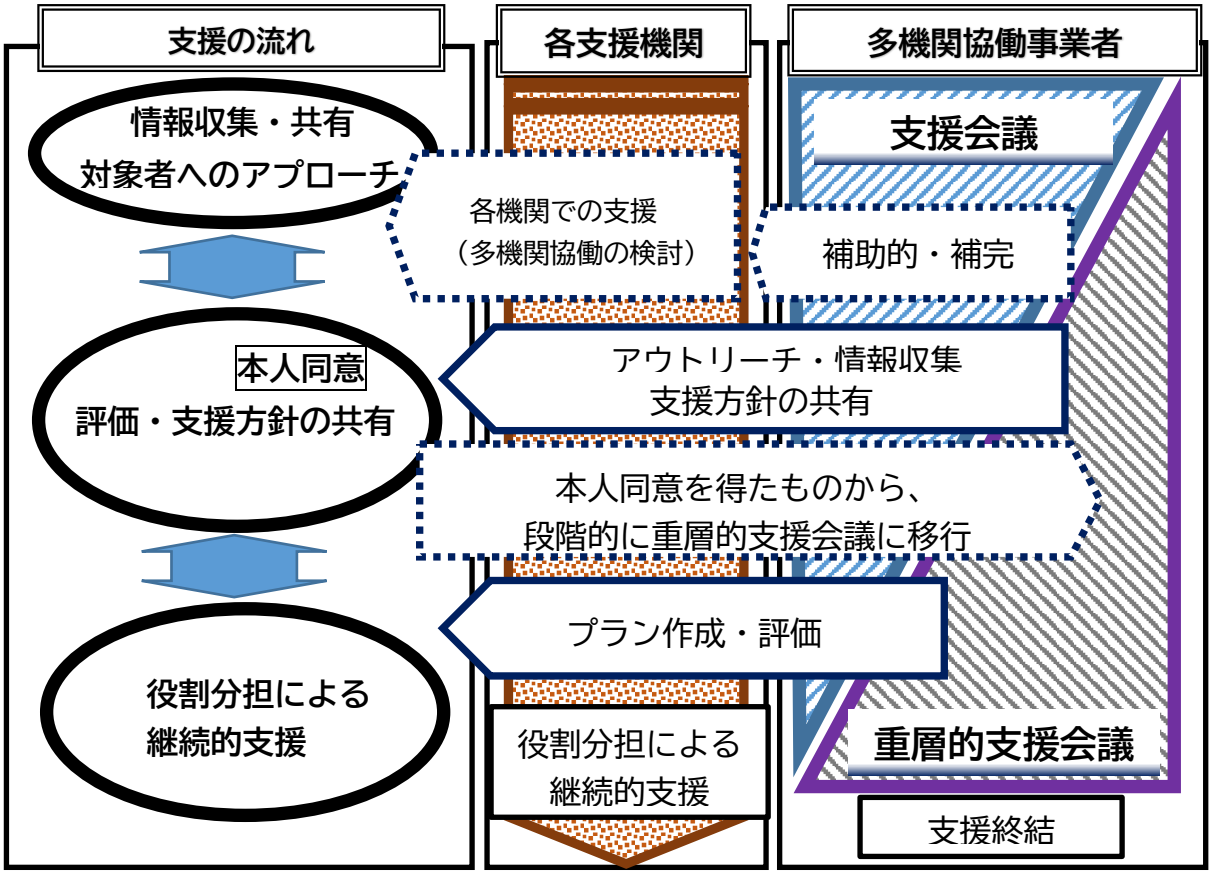
エ　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第４号）

実施事業	運営形態	所管課	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直営	地域 福祉課	必要な支援が届いていない対象者（世帯）の情報収集のために、訪問又は電話・メール等によるアウトリーチを行います。 アウトリーチにより得られた情報は、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて支援会議等において支援窓口等と情報を共有し、支援に活用します。

オ　多機関協働事業等（社会福祉法第106条の４第２項第５号及び第６号）

実施事業	運営形態	所管課	実施内容
多機関協働事業	直営	地域 福祉課	複雑化・複合化した福祉課題について、対象者（世帯）からの情報共有の同意のもと、法第 106 条の４第２項第６号における支援プランを作成するもので、多機関協働事業者（地域福祉課）を調整役として、関係する支援窓口等の連携による情報収集と支援プランの検討を行います。多機関協働事業者は、支援プランを作成した場合、対象者（世帯）と支援窓口等に支援プランを明示し、共有を行うとともに、作成した支援プランについて、随時評価と見直しを行います。（重層的支援会議） 対象者（世帯）からの同意の有無が支援窓口等によって異なったり、支援の段階ごとに順を追って同意が得られる場合も想定されるため、必要に応じて「支援会議（第９項参照）」や他の個別支援会議と、「重層的支援会議」を並行して実施する場合もあります。これらの場合、多機関協働事業者は、随時課題の整理と情報の共有を行います。 また、既に支援方針が決定している、または一定の支援が提供されている対象者（世帯）に新たに生じた福祉課題の検討にあたっては、多機関協働事業者は、既存の支援方針を決定した支援窓口等に対する補助的・補完的な関わりを行い、多機関協働事業者を調整役とした相談支援体制の強化を行います。

支援の流れのイメージ



カ　支援関係者ネットワーク会議の実施

事業に関する包括的な相談支援や地域づくりを進めるため、「支援関係者ネットワーク会議」を実施します。

会議は、参加者による意見交換や事例検討などを通じて、事業の実施状況の共有や、事業の評価、重層的支援体制整備事業実施計画の見直し、支援者の支援力の向上を図ること等を目的に実施します。

構成員は、関係する部署、支援窓口等の職員から選任するほか、議題に関係する団体又は個人も参加できることとします。

支援関係者ネットワーク会議の役割

1．　事業の実施状況を共有する。
2．　事業の評価や、本計画の見直しに向けた意見交換を行う。
3．　支援者の支援力の向上を図る。

会議の開催形態（想定）

【会議】	
姫路市地域福祉計画推進懇話会	姫路市地域福祉計画の進捗管理
重層的支援体制整備事業意見交換会	事業に関係する実務担当者レベルでの意見交換
■必要に応じてテーマを設定し、会議体を構成する。	

計画の評価及び進行管理に関して

本計画の推進にあたっては、地域福祉を取り巻く課題や多様化する住民の福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な進行管理に努めます。

特に、包括的な支援体制の整備に向けては、「取組を行った結果、どれだけ活動したか（アウトプット）」にとどまらず、「その活動の結果、地域や市民にどのような変化が生じたか（アウトカム）」という因果関係に着目した評価方法の導入を図ります。

取組（活動） 事業の実施・支援・研修　等	→	**アウトプット** 実施回数・参加者数・相談件数　等	→	**アウトカム** 意識の変化・つながりの実感　等

アウトプット指標のみでは、「事業をどれだけ実施したか」という活動量は把握できますが、その活動が地域福祉の推進という計画の目的にどれだけ貢献したかは把握できません。可能な範囲でアウトカム指標を併せて設定することにより、取組の成果を把握でき、取組の改善につなげることができます。

進捗管理では、「アウトプット指標」と「アウトカム指標」の二種類の指標を組み合わせ

て用います。両者は混同されやすいため、次のとおり区別します。

指標区分	何を測るか	指標の例
アウトプット指標	行政・関係機関が「どれだけ取り組んだか」という活動量・実施状況	実施回数、参加者数、研修実施回数、支援機関数、相談件数等
アウトカム指標	取組の結果、「地域・市民にどのような変化が生じたか」という成果	市民の意識・理解の変化、地域活動への参加意向、支援につながった人の割合等

本計画期間中、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の推進に向け、重点的に取り組む３つの課題と成果指標（アウトカム）、および評価の考え方は以下の通りです。

1　たらいまわしを防ぐ「断らない相談支援」の確立

解決すべき課題	具体的な活動	成果指標（アウトカム）
制度の狭間や複数の複合的な生活課題を抱え、既存の専門相談機関等のみでは受け止めきれない状況	各相談窓口での丁寧な聞き取りと、多機関協働窓口（主管課）等への迅速な引継ぎ・連携体制の確保	多機関協働窓口等が、関係課・機関等から持ち込まれた複合・狭間ケースを拒否せず受理した割合（受理率）

評価の考え方：相談者の課題属性や属性制限（年齢、障害の有無等）に関わらず、行政組織全体として「断らずに受け止める体制」が機能しているかを評価します。受理事例の明確な分母・分子を把握することで、組織的な相談対応力の向上度を検証します。

2　チームで世帯を支える「多機関協働」の推進

解決すべき課題	具体的な活動	成果指標（アウトカム）
支援関係機関の連携が不十分であり、世帯全体の課題を捉えた協働的な支援体制が確立されていない状況	機関協働事業における「重層的支援会議」や「ケース調整会議」等の開催、および共同での支援方針策定	多機関協働事業における、合同ケース会議・重層的支援会議等の年間開催回数

評価の考え方：複数の専門分野（高齢・障害・子ども・困窮等）が壁を越えて一堂に会し、チームとして世帯アセスメントや役割分担を行った状況を評価します。会議の実施記録等から得られる客観的なデータに基づき、他機関連携の活性化を測定します。

3　アウトリーチ等を通じた潜在的要支援者の早期捕捉

解決すべき課題	具体的な活動	成果指標（アウトカム）
既存の相談支援機関の対応力向上がされているか	関係機関や地域住民、民間事業者等との協働による情報収集、および家庭訪問等のアウトリーチの実施	アウトリーチにより、関係機関等から把握した潜在的要支援者へ初回アプローチ（訪問・面談等）を開始した年間件数

評価の考え方：本人が相談窓口に訪れるのを待つのではなく、地域からの「気づき」を受け、支援者がアウトリーチという能動的な関わりを開始した状況を評価します。課題解

決の結果のみを問うのではなく、つながりづらい世帯へのアプローチを開始したプロセス自体を成果として捉えます。

本計画においては、重層的支援体制整備事業の基本方針、実施事業と実施体制、評価及び進行管理等を定めます。一方、事業の実施体制や関係機関の役割、具体的な取組内容等については、事業の実施状況等を踏まえ、柔軟に見直す必要があります。

このため、本計画に基づく具体的な運用については、「姫路市重層的支援体制整備事業実施プログラム」として整理し、本計画に併せて策定するとともに、次年度以降は毎年度、必要に応じて改定します。これにより、計画期間中においても、変化する地域の実情や事業の実施状況等を的確に反映し、柔軟かつ効果的に重層的支援体制整備事業を推進します。

（２）権利擁護支援の充実（姫路市成年後見制度利用促進基本計画）

計画の背景と趣旨

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、財産管理や日常生活において困難を抱える人の権利擁護支援の必要性が高まっています。

国は、平成28年５月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、市町村は、制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を基盤とした総合的な権利擁護支援体制の構築や、中核機関の機能強化、地域連携ネットワークの更なる進展が示されています。

さらに、近年の制度見直しの動きの中では、現在、利用の必要がなくなったときに成年後見制度の利用を終了することを可能とする法改正・制度設計が進められています。こうした国の見直しを踏まえ、制度の更なる普及を図るとともに、制度が改正された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度以外の権利擁護支援策を地域において総合的に充実させていく必要性が高まっています。あわせて、社会福祉法の一部改正による新たな日常生活支援の仕組みや、福祉分野と消費者行政、防災等の他分野との連携なども順次示されており、地域における権利擁護支援の果たす役割は、より多様かつ重要なものとなっています。

本市では、日常生活に深く関わる成年後見制度の利用促進や広範な権利擁護支援を総合的に進めるために、国の第二期基本計画や今後の成年後見制度の法改正、さらには関連する最新の制度改正動向等を見据えながら、本計画と成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組みます。

現状と課題

本市ではこれまで、姫路市成年後見支援センターを中核機関とし、成年後見制度の利用相談や専門職による相談、普及啓発に取り組んできました。また、市民後見人の養成や活動支援、さらに権利擁護にかかわる機関・団体等のネットワークを構築し、機能充実を図ってきました。

しかし、実態調査の結果では、成年後見制度について「聞いたことはあるが、内容までは知らない」「聞いたことがない」の回答する方が69.0%、成年後見支援センターを「知らない」と回答する方が78.7%に及んでいます。また、制度の利用促進に向けた課題として「制度に関する十分な知識がない」71.4%、「誰に相談して良いか分からない」33.4%、「申立費用や後見報酬などの費用がかかる」24.3%などが挙げられており、制度の正しい知識の普及や相談体制、経済的支援等に依然として課題が見られます。

取組と方向性

認知症の人や障害のある人など、自分で判断することが難しい人が今後増加することが予測される中で、こうした人々の権利と利益を守り、誰もがその人らしい尊厳のある生活を維持できるよう、成年後見制度をはじめとする各種支援策の更なる啓発、及び円滑な利用に向けた環境整備を進めていきます。

重点方策

自治体（市域全体）

○姫路市成年後見支援センターの活用

姫路市成年後見支援センターを中核機関として運用し、成年後見制度の適切な利用に向けた相談対応のほか、弁護士、司法書士及び社会福祉士などの専門職による専門相談を継続して、制度の利用を促進します。

また、成年後見制度や権利擁護に関わる機関・団体等で構成するネットワーク会議を通じて、支援関係機関等のネットワークづくりを進めるとともに、成年後見支援センターの機能充実を図っていきます。

○市民後見人の養成・活動支援の推進

姫路市成年後見支援センターにおいて、市民後見人の養成に向けた研修の実施し、市民後見人の養成に取り組むとともに、市民後見人や親族後見人の相談に応じ、地域における成年後見活動の推進を図ります。

また、市民後見人が後見活動を円滑に遂行できるよう、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、活動開始後の定期的な連絡調整や、実務上の課題に対する助言、個別相談対応など、きめ細かな活動支援に努めます。

併せて法改正に対応していくため、様々な受任のあり方や市民後見人を監督する体制の整備に努めます。

○制度の普及啓発及び利用支援の充実

各種フォーラムの開催や多媒体を活用した情報発信を通じ、成年後見制度や広く権利擁護に関する普及啓発を行います。また、制度の利用を必要とするものの、支払い能力が十分でない人々に対しては、必要な費用の助成等の支援を行い、より多くの人が適切に制度利用できるよう努めます。

○日常生活自立支援事業の拡充

地域で安心して自立した生活を継続するために、頼れる身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人への支援を拡充・発展します。

○自身の意思や自己決定を支援する取組の推進

もしもの時のために、本人が家族や信頼できる人たち、 医療や介護の専門職と一緒に人生の最終段階における医療・ケアおよび 自分らしい生き方について繰り返し話し合う人生会議の普及啓発に努めます。また、その意思が尊重され、最期まで安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう終活支援事業を推進します。

○障害者地域生活支援拠点コーディネーターの設置の検討

頼れる身寄りのない障害者や意思表明が困難な方の緊急時の相談に対応するほか、入所・入院中の方への意思決定支援を行い、地域生活への移行を促進するために、障害者地域生活支援拠点コーディネータの設置を検討します。

○総合的な権利擁護支援体制と多分野との連携促進（消費者行政等との連携）

高齢者や障害のある人等の相談や見守りのほか、日常生活に伴う多様な課題に寄り添えるよう、福祉以外の分野との連携を促進します。特に、悪質商法や詐欺被害などから地域住民の安全な生活を守るため、消費生活センターをはじめとする消費者行政関係機関と平時から緊密に連携し、見守りや早期発見・早期対応につなげる体制づくりについて検討します。これらを視野に、成年後見制度の利用や、権利侵害などの課題に包括的に対応する「権利擁護支援センター」の必要性やそのあり方等について検討を進めます。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎地域の支援関係機関での権利擁護支援の推進

地域の支援関係機関において、権利擁護に関することについて周知・啓発に取り組むとともに、対象者の権利擁護を図り、適切な支援を実施します。

また、成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、各種専門機関、中核機関との連携を図り、適切な個別支援を実施するよう努めます。

自治会圏域（小学校区）

●判断能力に不安がある人や頼れる身寄りのない人等への支援

社会福祉協議会の社協支部や民生委員・児童委員、民間事業者等による、地域での日常的な見守りや活動を通じて把握した判断能力の低下により日常生活に困難や不安を抱えている人や支障がある人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等の活用のほか、適切な福祉サービスが利用できるよう支援に努めます。

（３）複雑化複合化した課題に対する包括的な支援体制の構築

制度の狭間で複雑化・複合化した課題を抱える人や社会的孤立に直面する人を支えるため、属性や世代を問わず地域全体で受け止める包括的な支援体制の構築が求められています。

本市では、「くらしと仕事の相談窓口」での就労・家計等の自立支援をはじめ、障害のある人の社会的自立・インクルージョン推進、ホームレス自立支援、ゲートキーパー養成による自殺対策、再犯防止やひきこもり状態にある人への支援など、多様な生活課題に応じた取組を進めてきました。

しかし、生活困窮やひきこもり、孤立といった課題は自らＳＯＳを出せないことも多く、周囲から見えづらいために問題が長期化・深刻化する傾向があります。困りごとを早期に発見・把握し、必要な支援へ確実につなぐ地域の見守りや情報連携の強化が課題となっています。

今後は、地域団体や民生委員・児童委員、民間事業者等との連携による早期把握を強化し、アウトリーチや長期的な伴走型支援体制の充実を図ります。多様な支援関係機関が専門性を活かして協働する体制を深め、誰もが孤立することなく安心して自分らしい生活を送ることができる谷間のない包括的な支援体制を構築してまいります。

重点方策

自治体（市域全体）

〇生活に困窮した人の自立に向けた支援

生活に困窮した人の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労･就労準備支援、家計の収支のバランスが取れない人への家計改善支援、住居を失った人への居住支援、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等の各事業を活用しつつ、包括的･継続的な支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。また、複合的な課題を抱え、相談できない状況にある生活に困窮した人を早期に発見し、相談支援につなげるため関係機関等と情報共有し、アウトリーチを積極的に実施します。

〇障害のある人の自立に向けた支援

社会とのつながりの中で、乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援やインクルージョンの視点を踏まえた子どもの成長を支える体制を構築し、雇用・就業に向けた支援や日中活動の場を充実させ、障害のある人一人ひとりの意思や希望、特性等に応じた社会的自立・社会参加の促進に努めます。

〇ホームレス自立支援体制の推進

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう、支援関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。

〇自殺対策の推進

悩みを抱えた人が孤立しないよう、身近な人の悩みや心の危険信号に気づき、声を掛け、傾聴し、必要な支援につなぎ、見守ることができる人材（ゲートキーパー）を養成します。また、ゲートキーパーの認知度を上げるよう、周知を行います。

○再犯防止の推進

地方再犯防止推進計画策定及び施策の推進に向け、再犯防止対策推進事業や保護司団体活動助成事業等の取り組みを進め、市民の理解を深めながら再犯の防止と立ち直りを支援します。

○ひきこもり状態にある人への支援

ひきこもり状態にある人やその家族の社会的孤立の解消につなげるための支援を充実するとともに、複合的な課題の解決のため、支援関係機関の協働による各機関の専門性を活かした支援体制づくりを更に推進します。

○孤独孤立対策の推進

地域や行政、またＮＰＯや企業などさまざまな主体の支援機関が連携し、見守りや情報発信など、声をあげやすい環境をつくることで、誰も孤立しない地域づくりを目指します。

○ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎谷間のない包括的な相談支援

住民に身近な圏域の相談窓口において、複合的な課題を抱えた人などに包括的な相談支援を行うとともに、支援関係機関と連携し、谷間のない包括的な支援を実施します。

自治会圏域（小学校区）

●地域における生活に困窮した人の早期発見

社会福祉協議会の社協支部や民生委員・児童委員、民間事業者等による見守り活動を進めると共に、制度について広く市民へ周知することで、ひきこもり状態や傷病等により孤立し問題が深刻化するおそれのある人の早期把握を強化します。

3　健やかに暮らせる生活環境を整える

現状と課題

高齢者や障害のある人、こども・子育て当事者、生活困窮者などが抱える生活課題は多岐にわたり、必要とされる福祉サービスや生活環境へのニーズも多様化しています。このような中、国においては「こども大綱」に基づく「こどもまんなか社会」の実現や、合理的配慮の提供義務化等を含む「第５次障害者基本計画」、地域包括ケアシステムの深化を目指す介護保険事業の基本方針などが示され、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、誰もが安全・安心に暮らせる社会環境の整備が求められています。

本市においては、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用した利用しやすい情報提供に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化や障害者差別解消法の周知啓発、避難行動要支援者名簿の活用や福祉避難所の体制整備など、ハード・ソフト両面から安心・快適に暮らせるまちづくりを進めてきました。

実態調査の結果では、情報入手先として「広報ひめじ」や「市役所や支所の窓口」が主流である一方、若い世代でＳＮＳの活用が進むなど情報収集手段が多様化しています。

また、福祉サービスの利用において「どんなサービスが受けられるのか分からなかった」「どこに利用を申し込めば良いのか分からなかった」といった利活用先の認知不足の課題や、生活空間のバリアフリーに対する不足感があることがうかがえます。

さらに、災害時要援護者支援事業を「聞いたことがない」の割合が61.6%であることや、隣近所で支援を必要とする人（高齢者・障害者（児）等）がいる世帯を知らない割合が70.1%であることから、市民の認知や地域でのつながりが足りていない状況が見られます。

今後は、デジタル技術等も活用した市民目線での情報発信や手続の簡素化を進めるとともに、合理的配慮やバリアフリーに配慮した快適な生活環境の創出を図り、平常時からの地域での見守りや専門機関等との連携を通じて、災害時や緊急時にも実効性の高い支援体制を構築していくことが重要です。

施策の方向性

① 支援が必要な人が適切なサービスにつながるよう、デジタル媒体等を活用した情報提供の充実を図るとともに、人材育成や地域に開かれた施設運営を促し、サービスの質の確保・向上を図ります。

② 子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて安心して暮らせるよう、合理的配慮の提供やバリアフリーの定着、参画と協働を推進し、健やかにみんなが住みよいまちづくりに取り組みます。

③ 災害時に支援を必要とする人が安全に避難できるよう、平常時からの見守りや避難支援訓練を推進するとともに、福祉避難所の受入体制を強化し、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組みます。加えて、被災者への見守り・相談支援や災害ボランティア体制など、被災後の福祉的支援体制の構築に取り組みます。

施策内容

	（１）福祉サービスの適切な利用と高い質の確保	（２）みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり	（３）防災と福祉の連携による安心づくり
自治体 （市域全体）	○情報提供の充実 ○福祉サービスの質の確保・向上	○ユニバーサルデザインのまちづくり ○参画と協働の推進 ○生涯を通じた健康づくり	○福祉避難所運営体制のさらなる充実 ○災害支援に向けた平時からの連携体制の構築
日常生活圏域 （複数の中学校区）	◎地域に開かれた施設運営の促進	◎生活関連施設等のバリアフリー化の推進	◎被災者への見守り･相談支援など災害時に機能する地域づくりの推進
自治会圏域 （小学校区）	●地域に開かれた施設運営の促進	●地域福祉活動の場の確保 ●地域福祉活動拠点の整備	●地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進 ●福祉専門職等の参画した個別避難計画の作成

（１）福祉サービスの適切な利用と高い質の確保

市民が抱える福祉ニーズが複雑化・多様化する中、必要な福祉サービスを適切に選択・利用できるよう分かりやすい情報を届けるとともに、サービスの質の確保や向上に取り組むことが求められています。

本市では、広報紙やホームページ等を活用した情報提供や支援関係機関での相談対応に努めるとともに、事業者への指導監査や従事者向け研修等を通じて福祉サービスの質的向上を図ってきました。

実態調査の結果では、福祉サービスの利用にあたり「どんなサービスが受けられるのか分からなかった」や「どこに利用を申し込めば良いのか分からなかった」といった回答が見られ、制度や相談手続きに関する情報が必要な人へ十分に行き届いていない課題がうかがえます。

今後は、ＳＮＳやデジタル媒体も含めた多角的な情報発信の強化や相談窓口での情報提供を充実させ、適切なサービスへ円滑につながる環境を整えます。また、事業者の情報公開や第三者評価の活用促進、サービス従事者の研修や事業者への指導監査の充実に取り組み、地域や利用者に開かれた質の高い福祉サービスの提供体制を強力に推進してまいります。

重点方策

自治体（市域全体）

〇情報提供の充実

複雑化･多様化する福祉サービスや制度などを適切に選択し、円滑に利用できるよう、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用し広く市民に情報を発信するとともに、支援関係機関である保健センターや保健福祉サービスセンター、地域包括支援センター等での情報提供の充実を図ります。

〇福祉サービスの質の確保・向上

福祉サービスの質の確保･向上を図るため、サービス従事者向けの研修等を充実させるとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等の充実や情報公開、第三者評価の活用を図ります。

日常生活圏域（複数の中学校区）
自治会圏域　（小学校区）

◎●地域に開かれた施設運営の促進

社会福祉施設を運営する事業者の積極的な情報の公表や、第三者評価会議の実施など、施設運営の公正化・健全化を図るための自主的な取り組みを促し、地域や利用者に開かれた施設の運営を推進します。

（２）みんなが健やかに暮らせる住みよいまちづくり

地域の誰もが安心・快適に暮らし続けるためには、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化の推進とともに、生涯を通じた健康づくりや地域福祉活動への主体的な参加が求められています。

本市では、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化への支援をはじめ、介護予防に関する講座や教室の開催、地域福祉活動拠点の整備等に取り組んできました。

実態調査の結果では、住み慣れた地域で暮らすために必要なこととして、生活空間のバリアフリー化を必要と思う割合が高く、自分自身の健康管理が必要とする人は71.3%、生きがいづくりが必要とする人は78.0%となっており、健康維持や社会参加に対する高い意識が示されています。

今後も、姫路市バリアフリー基本構想等に基づきハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進するとともに、事業者や市民による合理的配慮の提供やバリアフリーの定着を図ります。また、地域福祉活動の場の確保を進め、交流の場や健康づくりの拠点を活性化させることで、誰もが生涯を通じて生きがいのある生活が送れるようなまちづくりを目指します。

重点方策

自治体（市域全体）

○ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者や障害のある人等が、安心して快適に移動できるまちづくりを目指して、鉄道駅舎やバスなどの公共交通機関や公共施設のバリアフリー化、住宅改修等を推進するとともに、障害者用トイレやスロープ等の情報を掲載した福祉マップ等を作成するなど、バリアフリーに関する情報提供の充実を図ります。

また、学校や地域における福祉教育等の啓発活動を通じて、思いやりや助け合いの心を醸成し、市民一人ひとりの心のバリアフリーに対する意識の向上を図るなど、障害の有無にかかわらずすべての人が互いを尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に向け、障害者差別解消法の周知や、事業者・市民による合理的配慮の提供についての周知啓発をより一層強化します。多様な媒体を活用した啓発活動を積極的に展開し、市民や事業者への理解促進を図ることで、共生社会の推進に向けた意識向上とバリアフリーの定着を推進します。

○参画と協働の推進

市民ニーズの把握に努めるとともに、地域や社会の課題解決に向けた提案型協働事業の実施に加え、市民活動やボランティア活動の情報発信強化とボランティアサポートセンターのさらなる活用を図ることで、参画と協働によるまちづくりをより一層推進します。

○生涯を通じた健康づくり

年齢や病気、障害の有無に関係なく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種健康教室等の開催や、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」の普及に努めるなど、介護予防の充実を図ります。また、健康管理や望ましい生活習慣についての意識の啓発について、デジタル技術も活用しながら、啓発を行います。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎生活関連施設等のバリアフリー化の推進

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するJR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区等の重点整備地区内において、旅客施設、公共施設、福祉施設等の生活関連施設や駅前広場、歩道等のバリアフリー化を進めて、高齢者や障害のある人等の利便性や安全性の向上を図り、すべての人が社会参加できるように環境を整備します。

自治会圏域（小学校区）

●地域福祉活動の場の確保

地域住民の最も身近な公共施設である公民館、保健福祉サービスセンター、総合センター等の活用を促進し、多様化する地域の福祉活動やコミュニティ活動の場を確保します。

●地域福祉活動拠点の整備

地域活動の充実を図るため、身近な圏域に有効利用できる施設がない場合や、継続的な活動拠点が必要な場合等、地域団体が福祉活動の拠点を必要とする際に、集会所の設置費用等を助成し、地域活動拠点の支援を推進します。

（3）防災と福祉の連携による安心づくり

近年、自然災害の激甚化や頻発化に伴い、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などの安全確保が大きな課題となっています。

本市では、災害時要援護者台帳の登録や避難行動要支援者名簿の活用を進めるとともに、地域での避難支援訓練や福祉避難所の体制整備など、平常時からの見守りや支え合いによる支援体制づくりに取り組んできました。

実態調査の結果では、災害時要援護者の支援について「自分の家族、親族であれば避難支援者になっても良い」とする割合が60.0%を占めており、支援に対する意向が高い一方で、「自分や家族のことで精一杯だ」、「自分の体力に不安がある」といった理由から躊躇する意識も見られます。

今後は、平常時からの見守り活動や避難支援訓練等を通じ、地域の実情に応じた支援体制づくりを一層推進します。また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施や、在宅人工呼吸器装着者に対応した受入環境の強化などを図り、災害時においても誰もが安全・安心に過ごせる防災対策を進めてまいります。

重点方策

自治体（市域全体）

〇福祉避難所運営体制のさらなる充実

災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の協定施設の確保を進めるとともに、福祉避難所の開設・運営訓練や器材整備等を行い、運営体制の充実を図ります。また、在宅人工呼吸器装着者に対応した福祉避難所を整備するなど、要援護者の受入支援体制をより一層拡充・強化します。

〇災害支援に向けた平時からの連携体制の構築

災害ボランティアの養成・登録、災害ボランティアセンターネットワーク連絡会を通じた平時からの他機関との関係づくりを進めます。

日常生活圏域（複数の中学校区）

◎被災者への見守り・相談支援など災害時に機能する地域づくりの推進

被災された方への見守り・相談支援や災害ケースマネジメントの推進に向け、各部局で協働して検討を行い、平時からの関係者間の連携体制の構築に努めます。また、発災時には、地域の居場所が被災者支援の拠点として機能することも想定されることから、災害時を見据えた居場所の設置・運営に努めます。

自治会圏域（小学校区）

●地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進

災害時要援護者地域支援協議会において、災害時要援護者台帳の登録や避難行動要支援者名簿情報の提供を通じ、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害のある人等の災害時要援護者を把握するとともに、避難支援訓練や研修会を実施するなど、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組むことにより、平常時における地域の見守りや支え合いを推進します。

●福祉専門職等の参画した個別避難計画の作成

防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業等を通じて、要援護者の状況を把握している福祉専門職等の参画を促進し、災害時に実効性のある避難支援体制の構築に取り組んでいきます。

姫路市地域福祉計画の進捗管理と評価の仕組み

地域福祉計画における進捗管理の必要性

地域福祉計画は、策定すること自体が目的ではなく、計画に位置づけた施策や取組を実施し、地域福祉の推進という目指す姿を実現につなげていくことが必要です。

そのため、計画に基づく取組が着実に進んでいるかを継続的に確認し、必要な改善を重ねていく進捗管理の仕組みが必要です。

計画の実効性を高めるための進捗管理・評価の考え方

進捗管理・評価は、事業の実施状況を確認すること自体を目的とするのではなく、確認した結果を踏まえて取組を改善し、計画に掲げる目標の実現に近づけていくためのプロセスとして位置づけることが必要です。

地域福祉計画には、相談支援や地域活動の促進、関係機関との連携強化など、性質の異なる多数の施策や事業が位置づけられています。これらすべてに数値指標を一律に設定しようとすると、指標の設定に馴染まないものなどに、指標を無理に設定し、施策の評価につながらないなどの問題が生じやすくなります。

そのため、本計画では、重層的支援体制整備事業計画には数値指標（アウトプット指標・アウトカム指標）による評価を行い、それ以外の事業には、実施状況や成果、課題等を確認する質的評価を行うという、二つの評価手法を組み合わせた仕組みとします。

また、評価の結果は、担当課による事業の見直しや、次年度の予算・事業計画への反映、庁内での情報共有、推進委員会等への報告を通じて市民への説明を行います。